

## 神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画案について

県では、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（以下「法」という。）に基づき策定している「神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画」（以下「総量削減計画」という。）について、令和4年11月28日付けで、国が法に基づく「自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を変更したことを受け、次期総量削減計画の策定に取り組んでおり、令和5年5月の当審議会に素案を報告した。

このたび、県民意見募集及び「神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会」での審議を経て、計画案を取りまとめたので報告する。

### 1 総量削減計画策定の背景

#### (1) 概要

- 法に基づき、自動車の交通が集中している地域で、大気汚染防止法等による措置のみでは大気環境基準の確保が困難であると認められる地域（以下「対策地域」という。）においては、国の基本方針に基づき、都道府県知事が総量削減計画を策定することとされており、本県においても当該計画を策定している。
- このたび、国は、対策地域を有する8都府県について、対策地域全体における令和2年度までの大気環境基準の確保という基本方針の目標については、ほぼ達成したと評価した。
- しかしながら、一部の測定局では二酸化窒素に係る環境基準値を超過する可能性が十分低い濃度レベルには至らなかったこと等により、引き続き現行の法に基づく各種施策を継続する必要があるとして、目標年度を令和2年度から令和8年度とし、令和4年11月28日付けで基本方針を変更した。
- このことを受けて、本県においても新たに総量削減計画を策定することとした。

#### (2) 対策地域

国が8都府県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、大阪府、兵庫県）を対策地域に指定しており、本県では、18市7町の区域が指定されている。

【本県の対策地域(右図の塗りつぶし部分)】  
 横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市（旧津久井町、旧相模湖町、旧藤野町を除く区域）、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、愛川町

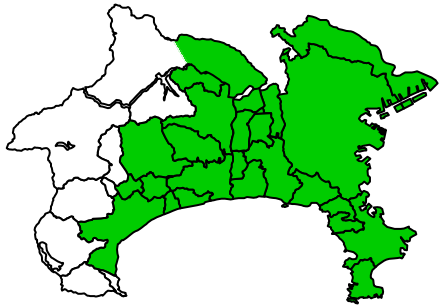


図 本県の対策地域

2 次期総量削減計画案の概要

- (1) 計画策定における基本的な考え方
 

国の変更後の基本方針では、総量の削減に関する目標は、令和8年度までに対策地域において二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保すること、すなわち現状の目標の維持となっており、施策の追加・修正もされていない。

このため、本県の計画においても、国の基本方針に則して、施策の追加は行わず、現状の目標を維持することとする。
- (2) 計画の対象地域
 

法に基づき指定された対策地域を含む県内全域とする。
- (3) 計画の目標
 

大気環境の維持を目標とし、令和8年度まで、県内全域における大気環境基準を確保した状態を維持する。
- (4) 目標達成に必要な総量
 

目標値は現行計画から変更はない。

区 分		窒素酸化物 排出量(トン/年)	粒子状物質 排出量(トン/年)
平成21年度 (基準年度)	①事業活動その他の人の活動に伴って発生し、大気中に排出される総量	62,000 【59,400】	3,310 【3,170】
	② ①のうち、自動車から排出される総量	19,900 【18,100】	930 【840】
令和8年度 (目標年度)	③令和8年度の目標達成のために達成すべき総量	48,300 【46,700】	2,830 【2,720】
	④ ③のうち、自動車から排出される総量	10,800 【9,900】	640 【590】

【 】内は対策地域内の数値

(5) 計画の達成期間

令和6年4月1日から令和8年度まで

(6) 対象地域の現状

現行の総量削減計画の目標達成評価について、国が示した指標を基に県内の大気環境を評価した結果、県内全域における大気環境基準は確保されていると評価できるものであった。

(7) 目標達成のための施策

ア 自動車単体規制の強化等

新車に係る排出ガス規制である「単体規制」の強化等を進める。

イ 車種規制の実施

排出ガス基準を満たさない車両の対策地域内における車検登録や更新を認めない「車種規制」を適正かつ確実に実施する。

ウ 運行規制等の実施

粒子状物質の排出基準に適合しないディーゼルトラック・バス等の県内運行を禁止する「運行規制」等を実施する。

エ 低公害車の普及促進

新車の排出ガス規制値よりも一定割合以上排出ガスを低減させた自動車や、電気自動車、燃料電池自動車の普及等を促進する。

オ エコドライブの普及推進

関係機関による実車・座学・シミュレーターを活用した講習会の開催や環境イベントでの啓発活動等を実施する。

カ 自動車交通需要の調整・低減

荷物の運搬を依頼する事業者と車両の有効活用を図ろうとする運送事業者をマッチングさせる求荷求車情報ネットワークの活用等による物流の効率化、鉄道及び海運の積極的な活用、公共交通機関の利便性の向上を促進する。

キ 交通流対策の推進

幹線道路ネットワークの整備等による交通流の円滑化、道路情報提供サービスの推進等による適正な交通管理等を進める。

ク 局地汚染対策の推進

県内で最も二酸化窒素濃度が高く、今後も常時監視結果の動向を注視する必要がある東京大師横浜線周辺の地域について、関係機関の連携の下で対策を推進する。

(8) 計画の推進

国、県、市町村、県警、道路管理者、関係団体、荷主、発注者、運送事業者等が連携して取組を行う。

また、施策の進捗状況を毎年、把握・評価する。

### 3 素案に対する県民意見募集の結果

#### (1) 県民意見募集

##### ア 募集期間

令和5年6月30日～7月31日

##### イ 意見募集の周知

- ・ 県政記者クラブ等への情報提供
- ・ 県の窓口における配架  
県政情報センター、各地域県政情報コーナー、環境課
- ・ 県のホームページによる情報提供
- ・ SNSでの情報発信

#### (2) 実施結果

寄せられた意見の件数 0件

### 4 素案からの主な変更箇所

なし

### 5 今後のスケジュール（予定）

令和5年12月 環境大臣へ計画案の協議

令和6年3月 計画の公告